

授業料減免等の申請について（外国人留学生）

1 授業料減免の対象

留学生については、私費外国人留学生選抜に合格し、入学した者で、成績優秀、生活全般を通じて態度、行動が学生としてふさわしいと認められる場合に、審査のうえ授業料の減免を受けることができます。

また、減免とならなかった場合でも、申請に基づき分割することもできます。

なお、奨学金その他の給付金を受ける者で、奨学金等の支給額の合計が年間の授業料相当額を超える場合には授業料の減免対象とはなりません。

2 申請書類

- (1) 授業料減免等申請書 1部
- (2) 住民票（在留資格・在留期間が記載されているもの）

※申請関係書類で取得した情報は、授業料減免等審査及び判定業務のために利用され、その他の目的には利用されません。

3 申請書類の申請期間、申請時間及び申請場所

申請期間	令和7年8月20日（水）～令和7年9月26日（金）
申請時間	各日 8時45分～17時30分
書類郵送先	〒370-0801 群馬県高崎市上並榎町1300番地 高崎経済大学教育グループ学生支援チーム
申請場所	教育グループ学生支援チーム（事務棟1階）

注1. 土曜日、日曜日及び祝日は申請を受け付けません。

注2. 郵送の場合、9月26日消印有効となります。

注3. 申請期間を過ぎた申請書は、一切受理いたしません。ご注意ください。

4 その他

- (1) 授業料減免等申請書は記入漏れがないように、また添付書類に不備がないようにしてください。
- (2) 授業料減免等申請書の理由書の部分は面接の際に特に重要となります。丁寧かつ7割以上の分量を目安に記入してください。
- (3) 授業料の減免を申請した場合、申請後、面接を実施いたします。面接を受けない場合は、減免又は分割にはなりませんのでご注意ください。
- (4) 授業料の減免が許可された場合は、納入すべき半期授業料の3分の1又は4分の1を減免します。なお、減免とならなかった場合でも、申請に基づき分割して納入することができます。
- (5) 授業料減免等の申請をした場合、後期授業料（10月27日）の口座自動引落しはいたしません。審査決定後、授業料を11月27日に口座自動引落しをいたします。
- (6) 審査の結果、減免とならず分割での納入を希望している場合の納入期日は、12月1日、1月5日、2月2日、2月20日の4回となります。
- (7) 11月上旬～中旬に授業料減免等決定通知書を郵送いたします。
- (8) 記載内容に虚偽が判明した場合は、減免又は分割の許可を取り消すこととなりますのでご注意ください。
- (9) 授業料減免に関する問い合わせ窓口
高崎経済大学事務局 教育グループ学生支援チーム（事務棟1階）
Tel027-344-6262